



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(22)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程..... 1
 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程..... 4
 山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程.....13

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第14号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(課、係及び担当)」に改め、同条中「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表を次のように改める。

課 名	係・担当名
総務企画課	庶務係、職員担当、財務担当、出納担当
電気課	業務担当、電気担当、土木担当、施設整備担当
水道課	調整担当、管理担当

第11条第1項中「局次長」を「参事」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 参事は、管理者の命を受けて局の技術及び特定事項に関する事務を掌理する。

「第1節 発電管理事務所及び発電建設事務所」を「第1節 発電管理事務所及び発電所建設事務所」に改める。

第14条中「発電建設事務所」を「発電所建設事務所」に改める。

第15条の表名称の欄中 「山形県企業局南部地区発電建設事務所」を

「山形県企業局発電所建設事務所」に改める。

第16条第2項中「発電建設事務所」を「発電所建設事務所」に改める。

第17条中「発電管理事務所に」を「発電事務所に」に、「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表を次のよ

うに改める。

名 称	課 名	係 ・ 担 当 名
山形県企業局南部 発電管理事務所	総務課	
	業務課	給電担当、電気担当、管理担当、 ダム管理係
山形県企業局発電 所建設事務所		設備担当、建設担当
山形県企業局北部 発電管理事務所	総務課	庶務係
	業務課	給電担当、電気担当、管理担当

第25条中「係を」を「係及び担当を」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	課 名	係 ・ 担 当 名
山形県企業局村山 地区水道事務所	総務課	庶務係
	業務課	給水担当、施設担当
山形県企業局最上 地区水道事務所		庶務係
	業務課	業務担当
山形県企業局置賜 地区水道事務所		庶務係
	業務課	給水担当、施設担当
山形県企業局庄内 地区水道事務所	総務課	庶務係
	業務課	給水担当、施設担当

第27条第3項中「係を」を「係及び担当を」に改め、同項の表中

係 名	を	係 ・ 担 当 名	に改める。
庶務係		庶務係	
		給水担当、施設担当	

第28条第1項の表中

南部地区発電建設事務所	所長、副所長	を
-------------	--------	---

発電所建設事務所	所長	に改め、同条第2項中「主事」を「主任主査、
----------	----	-----------------------

主事」に改める。

第29条の表中 「業務名を冠する主査 担当事務について所長若しくは支所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。」 を

業務名を冠する主査	担当事務について所長若しくは支所長又は課長を補佐し、及び担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(山形県企業局被服貸与規程の一部改正)
- 山形県企業局被服貸与規程 (昭和29年12月県電気事業管理規程第19号) の一部を次のように改正する。
別表第 1 及び別表第 2 第 2 項の表中「発電建設事務所」を「発電所建設事務所」に改める。
(山形県企業局公印規程の一部改正)
- 山形県企業局公印規程 (昭和40年 6 月県企業管理規程第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「山形県企業局南部地区発電建設事務所長印」 を

「山形県企業局発電所建設事務所長印」 に、「南部地区発電建設事務所長」 を

「発電所建設事務所長」 に改める。

別表第 2 中 「⁸山形県企業局南部地区発電建設事務所長印」 を 「⁸山形県企業局発電所建設事務所長印」 に改める。

(山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部改正)

- 山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程 (昭和44年 7 月県企業管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

本則中「とし、企業局長にも事故があるとき、又は企業局長も欠けたときは、企業局次長の職にある職員」を削る。

(山形県企業局職員審査会規程の一部改正)

- 山形県企業局職員審査会規程 (昭和52年 2 月県企業管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「局次長」を「企業管理者が指名する職員」に改め、同条第 2 項中「局次長」を「参事」に改める。

(山形県企業局安全衛生委員会規程の一部改正)

- 山形県企業局安全衛生委員会規程 (昭和53年 3 月県企業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 1 号中「局次長」を「参事」に改める。

(山形県企業局文書管理規程の一部改正)

- 山形県企業局文書管理規程 (平成10年 3 月県企業管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表 2 事業所の項の表中 「山形県企業局南部地区発電建設事務所 企南建」 を

「

山形県企業局発電所建設事務所	企発建
----------------	-----

」に改める。

山形県企業管理規程第15号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「局次長」を「主務課長」に改める。

第4条第1項及び第2項中「別表第1」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第5条第1項中「、局次長がその事務を代決し、局次長にも事故があるときは」を削る。

第8条中「局次長、」を削る。

第12条第1項中「村山地区水道事務所、最上地区水道事務所、置賜地区水道事務所及び庄内地区水道事務所にあつては別表第2、南部発電管理事務所、南部地区発電建設事務所及び北部発電管理事務所にあつては」を「別表第1及び」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

事務の種類	事 項	決 裁 区 分				備 考
		本 局			事業所	
		局長専決事項	総務企画課長専決事項	電気課長及び水道課長専決事項	事業所の長専決事項	
人	1 旅行命令及び復命に関する事。	参事及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの		
事	2 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する事。	参事及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの		
服	3 勤務を要しない日及び勤務時間の割振りに関する事。					
務	4 休暇(結核要療養休暇、成人病等に係る特別休暇及び休職又は休暇後において時間を単位として与えられる特別休暇を除く。)の承認に関する事。	参事及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの		
	5 結核要療養休暇、成人病等に係る特別休暇及び休職又は休暇後において時間を単位として与えられる特別休暇の承認に関する事。					
	6 職務に専念する義務の免除その他服務に関する諸願の許可又は承認(営利企業等従事の許可、労働組合の業務に専ら従事することの許可及び団体役員就任の承認を除く。)に関する事。	参事及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの		

	7 営利企業等従事の許可、労働組合の業務に専ら従事することの許可及び団体役職員就任の承認に關すること。					
	8 育児休業、育児休業の期間の延長及び部分休業に係る承認並びに育児休業に係る届出の受理に關すること。	参事及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの		
	9 修学部分休業に係る承認及び届出の受理に關すること。	参事及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの		
	10 時間外勤務及び休日勤務の命令に關すること。					
	11 宿日直勤務の命令に關すること。					
臨時職員	1 日々雇用職員のうち、包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものに關すること。					
情報公開・個人情報保護	1 公文書の開示等に係る決定、決定の通知等に關すること。					
	2 山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第10条第3項の規定による手数料の減免に關すること。					
	3 個人情報の開示等に係る決定、決定の通知等に關すること。					
	4 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第16条第3項の規定による手数料の減免に關すること。					
行政処分	1 告示及び公告に關すること。					
	2 別に定めるものを除き、所管事務の指導監督及び検査に關すること。					
	3 別に定めるものを除き、申請、届、報告等の受理及び進達に關すること。					
事務管理	1 所属職員の事務分担の決定及び変更に關すること。					
財	1 登記の囑託に關すること。					

産 管 理	2 公舎(山形県企業局職員住宅管理規程(昭和30年8月県電気事業管理規程第4号。以下「住宅管理規程」という。)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)の指定及び指定の解除並びに住宅管理規程第5条の2の規定による公舎料の減免に関する事。					
	3 公舎の維持管理及び許可等の措置に関する事。		住宅管理規程による総務企画課長に属する権限に係るもの		住宅管理規程による事業所の長に属する権限に係るもの	
債 権 管 理	1 収入の調定及び納入の通知並びに債権の督促に関する事。					
	2 債権の強制執行その他その保全及び取立てに関する必要な措置に関する事。					
財 務	1 競争入札に係る工事の施行に関する事。	別に定めるものを除き、設計金額が2,000万円超1億円以内のもの	設計金額が2,000万円以内のもの	設計金額が2,000万円以内のもの	設計金額が5,000万円以内のもの(管理者が指定する工事を除く。)	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。
	2 随意契約に係る工事の施行に関する事。	別に定めるものを除き、設計金額が300万円超500万円以内のもの	設計金額が300万円以内のもの	設計金額が300万円以内のもの	設計金額が500万円以内のもの(管理者が指定する工事を除く。)	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。
	3 工事の施行に関する事務のうち、予定価格の設定に関する事。	工事の施行が管理者決裁に係るもの				
	4 工事及び工事原材料の設計変更に関する事。	工事の施行が管理者決裁に係るもの	工事の施行が局長決裁に係るもの	工事の施行が局長決裁に係るもの		設計変更の結果当初の設計金額に2割を超える増減をきたすこととなる場合を除く。
	5 管理者及び局長の決裁に係る次に掲げるものに係る入札の執行及び落札者の決定に関する事。					

(1) 工事					
(2) 工事原材料		総務企画課に係るもの並びに電気課及び水道課に係るもののうち1件の予定金額が1,000万円を超えるもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの		
(3) 工事に係る調査、設計及び測量					
6 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び児童手当法附則第6条第1項に規定する給付の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関すること。		本局職員に係るもの			
7 公有財産(用地、有価証券及び出資による権利を除く。)の取得に関すること。	1件の予定金額が500万円以内のもの				
8 用地の取得に関すること。	1件の予定金額が7,000万円以内のもの			1件の予定金額が2,000万円以内のもの	
9 固定資産の処分に関すること。	1件の取得金額が100万円超300万円以内のもの	1件の取得金額が100万円以内のもの		1件の取得金額が100万円以内のもの(機械装置及び備品に限る。)	
10 物品(固定資産及びたな卸資産に整理するものを除く。)の管理及び処分に関すること。		本局並びに山形県営駐車場及び県民ゴルフ場において使用するもの			
11 たな卸資産の不用品の処分に関すること。				1件の処分金額が100万円以内のもの	
12 支出予算のうち、配当を受けた金額の範囲内で次に掲げる経費に係る支出負担行為をすること。					

(1) 報酬					
(2) 給料					
(3) 手当					
(4) 退職給与金					
(5) 法定福利費					
(6) 厚生福利費					
(7) 賃金					
(8) 潤滑油脂費					
(9) 消耗品費					
(10) 修繕費(工事の施行に係るものを除く。)	1件の予定金額が100万円超300万円以内のもの	1件の予定金額が100万円以内のもの	1件の予定金額が100万円以内のもの	1件の予定金額が100万円以内のもの	
(11) 補償費	1件の予定金額が50万円超7,000万円以内の用地及び物件の取得又は使用に伴う補償に係るもの	1件の予定金額が50万円以内の用地及び物件の取得又は使用に伴う補償に係るもの	1件の予定金額が50万円以内の用地及び物件の取得又は使用に伴う補償に係るもの	1件の予定金額が2,000万円以内の用地及び物件の取得又は使用に伴う補償に係るもの	
(12) 賃借料	1件の予定金額が20万円を超えるもの	1件の予定金額が20万円以内のもの	1件の予定金額が20万円以内のもの	(土地及び物件の借入れに係るものにあつては、1件の予定金額が200万円以内のものに限る。)	
(13) 損害保険料					
(14) 通信運搬費					
(15) 会議費					

(16) 負担金及び分担金		(会議負担金を除く。)	会議負担金に係るもの	会議負担金に係るもの	(工事に係るものを除く。)	
(17) 委託費	イ 工事に係る調査、設計及び測量	1件の予定金額が2,000万円超4,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	1件の予定金額が2,000万円以内のもの	設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。
	ロ 水質検査業務、水道施設管理業務及び天日乾燥床汚泥処分業務					
	ハ その他の事務の委託に係るもの	1件の予定金額が1,000万円を超えるもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	1件の予定金額が1,000万円以内のもの	
(18) 交際費						
(19) 雑費	イ 食糧費	1件の予定金額が10万円を超えるもの	1件の予定金額が10万円以内のもの	1件の予定金額が10万円以内のもの		
	ロ 報償費					
	ハ 手数料					
	ニ 広告費					
	ホ 自動車重量税					
(20) 養成費		1件の予定金額が10万円を超えるもの	1件の予定金額が10万円以内のもの	1件の予定金額が10万円以内のもの		
(21) 研究費		1件の予定金額が100万円を超えるもの	1件の予定金額が100万円以内のもの	1件の予定金額が100万円以内のもの	1件の予定金額が100万円以内のもの	
(22) 動力費						
(23) 機械装置費(工事の施行に係るものを除く。)		1件の予定金額が300万円を超えるもの	1件の予定金額が300万円以内のもの	1件の予定金額が300万円以内のもの	1件の予定金額が250万円以内のもの	

	(24) 備品費(工事の施行に係るものを除く。)	1件の予定金額が300万円を超えるもの	1件の予定金額が300万円以内のもの	1件の予定金額が300万円以内のもの	1件の予定金額が200万円以内のもの	
(25) たな卸資産購入費	イ 浄水用薬品類					
	ロ イ以外	1件の予定金額が300万円超1,000万円以内のもの(工事原材料にあつては、別に定めるものを除き、設計変更の結果1,000万円を超えることとなるものを含む。)	1件の予定金額が300万円以内のもの(工事原材料にあつては、設計変更の結果300万円を超えることとなるものを含む。)	1件の予定金額が300万円以内のもの(工事原材料にあつては、設計変更の結果300万円を超えることとなるものを含む。)	1件の予定金額が300万円以内の工事原材料(設計変更の結果300万円を超えることとなるものを含む。)に係るもの	
13	次に掲げる経費に係る支出負担行為に関する事務のうち、予定価格の設定に関すること。					
	(1) 修繕費(工事の施行に係るものを除く。)	1件の予定金額が300万円を超えるもの				
	(2) 委託費(工事に係る調査、設計及び測量の委託に限る。)	1件の予定金額が4,000万円を超えるもの				
	(3) たな卸資産購入費	1件の予定金額が1,000万円を超えるもの				
14	支出命令に関すること。		総務企画課に係るもの並びに電気課及び水道課に係るもののうち1件の支出負担行為の金額が300万円を超えるもの	1件の支出負担行為の金額が300万円以内のもの	配当を受けた金額の範囲内	

	15 費目の流用に関する事 こと。	1件の金額 が500万円 超1,000万 円以内のも の	1件の金額 が500万円 以内のもの			
	16 予備費の支出に関する事 こと。	1件の金額 が1,000万 円以内のも の				
	17 有価証券の出納の通知に関する 事こと。					
	18 たな卸資産及び預り金の出納の 通知に関する事こと。					
そ の 他	1 所管事務について必要と認めた 場合に関係者を招致し、又は参集 させる事こと。					
	2 既定計画に基づく事業に係る重 要な事項の処理に関する事こと。					
	3 重要な事項についての復命、報 告、通知、照復及び文書の閲覧に 関する事こと。					
	4 所管事務に係る各種証明書の発 行に関する事こと。					
	5 旅行依頼に関する事こと。					
	6 業務に重大な支障を及ぼさない 請負工事のしゅん功期限の延長又 は中止に関する事こと。					
	7 工事の入札執行に係る現場説明 をする事こと。					
	8 工事の施行に係る申請、届及び 報告に関する事こと(管理者が指定 するものを除く。)					
	9 この表から別表第3までに掲げ るもののほか所管する事務のう ち、重要な事項に関する事こと。					
	10 この表から別表第3までに掲げ るもののほか所管する事務のう ち、定例又は軽易な事項に関する 事こと。					

- 備考 1 人事・サービスの項第3項及び第11項の事業所の長専決事項の欄に掲げる事務については、発電所建設事務所長を除く。
- 2 財務の項第12項第8号の電気課長及び水道課長専決事項の欄に掲げる事務については、電気課長に限る。
- 3 財務の項第12項第17号ロ及び第25号イの事業所の長専決事項の欄に掲げる事務については、村山地区水道事務所長、最上地区水道事務所長、置賜地区水道事務所長及び庄内地区水道事務所長に限る。
- 4 庄内地区水道事務所長は、次に掲げる事務を処理するに当たっては、庄内地区水道事務所平田支所長に処理させるために必要な措置を講じるものとする。
- (1) 人事・サービスの項、臨時職員の項、事務管理の項、財務の項第6項及びその他の項第5項の事業所の

長専決事項の欄に掲げる事務で、所属職員に係るもの
 (2) 財産管理の項第1項、債権管理の項第1項、財務の項並びにその他の項第7項、第8項及び第10項
 の事業所の長専決事項の欄に掲げる事務

別表第2

課名	項目	決 裁 区 分	
		局長専決事項	課長専決事項
総務企画課	職員の任免に関する事。	1 技能労務職員の任免及び分限に関する事。	1 日々雇用職員(包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものを除く。)の雇用に関する事。
	給与に関する事。	1 職員の昇格(行政職給料表5級以上となる者の昇格及び特別の場合の昇格を除く。)に関する事。	
		2 職員の昇給に関する事。	
		3 職員の復職時等における号給等の調整に関する事。	
	公務災害に関する事。	1 職員の公務災害に関する事。	
	資金管理に関する事。		1 企業債及び長期借入金の定期償還並びに一時借入金の借入れ(当座借越及び局内他会計に係るものに限る。)及び返済に関する事。
工事の検査事務の総括に関する事。		1 別に定めるものを除き、工事並びに工事に係る調査、設計及び測定の検査に関する事。	
電気課	山形県企業局発電所管理規程に関する事。	1 別に定めるものを除き、発電所の管理についての承認又は指示に関する事。	1 第13条第1項の規定による作業内容の承認に関する事。
	電気料金の徴収に関する事。		1 電気料金の徴収に関する事。
水道課	山形県工業用水道料金徴収条例に関する事。	1 第3条の規定による料金の減免に関する事。	
	山形県企業局工業用水道管理規程に関する事。	1 別に定めるものを除き、工業用水道の管理についての承認又は指示に関する事。	
	山形県水道用水料金条例に関する事。	1 第3条の規定による料金の減免に関する事。	

	山形県企業局水道用水管理規程に関すること。	1 別に定めるものを除き、水道用水の管理についての承認又は指示に関すること。	
--	-----------------------	--	--

別表第3

(村山地区水道事務所長、最上地区水道事務所長、置賜地区水道事務所長及び庄内地区水道事務所長の専決事項)	
<p>1 山形県工業用水道供給規程(昭和46年4月県企業管理規程第2号)に関する次のうちに掲げる事項</p> <p>(1) 第6条の規定による給水施設工事の施行の承認に関すること。</p> <p>(2) 第8条の2第2項の規定による受水槽等工事の施行の承認に関すること。</p> <p>(3) 第9条の規定による流末施設工事に係る届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第10条の規定による給水の制限又は停止に関すること。</p> <p>2 工業用水道料金の徴収に関すること。</p> <p>3 山形県水道用水供給規程(昭和58年2月県企業管理規程第1号)第5条の規定による給水の停止又は制限に関すること。</p> <p>4 水道料金の徴収に関すること。</p>	

備考 庄内地区水道事務所長は、第2項及び第4項の事務を処理するに当たっては、庄内地区水道事務所平田支所長に処理させるために必要な措置を講じるものとする。

別表第4中

南部地区発電建設事務所長		副所長	を
--------------	--	-----	---

」

「

発電所建設事務所長		管理者の承認を得て所長が指定する職員	に改める。
-----------	--	--------------------	-------

」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第16号

山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県公営企業出納取扱金融機関等公金取扱規程(昭和54年4月県企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「株式会社庄内銀行酒田北支店」を「株式会社庄内銀行金山支店及び酒田北支店」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成19年4月1日印刷
平成19年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056